

事務連絡

令和2年7月14日

関係県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）

施設助成課

令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業等について

今般、令和2年7月豪雨で被害のあった公立学校施設の災害復旧等の実施にあたり、床上浸水のあった学校等に関し、通常の災害復旧事業と組み合わせて活用できる補助事業（学校施設環境改善交付金）や地方債措置について別紙をまとめました。

については、関係県教育委員会において、今後の災害復旧等の実施にあたって参考としてください。

その際、公立学校施設災害復旧事業に加え、学校施設環境改善交付金を活用する場合はご連絡ください。また、総務省の事業債を活用する場合は、必要に応じ、各県地方債担当部局にお問い合わせください。

なお、このことについて、床上浸水のあった学校等があった貴域内市区町村に対して周知くださいますようお願いいたします。

〈本件に関するお問い合わせ先〉
大臣官房文教施設企画・防災部参事官付
災害復旧係
電話：03-5253-4111（内線3036）

（参考）
〈学校施設環境改善交付金に関するお問い合わせ先〉
大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
整備計画係
電話：03-5253-4111（内線2466）

公立学校施設における災害復旧に伴う改良工事に係る補助事業等について

～ 令和2年7月豪雨により被災した公立学校施設に対して ～

災害復旧の実施に当たり、床上浸水のあった学校等に関し、防災機能強化などの改良工事を合わせて行う場合は、公立学校施設災害復旧事業に加え、学校施設環境改善交付金（下記「1.」参照）や、総務省の事業債（下記「2.」参照）を組み合わせて活用することが出来ます。

1. 学校施設環境改善交付金（防災機能強化事業）

- ・公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を補助

（補助率 1/3
地方債の充当率 90%
交付税措置 元利償還金の 66.7%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）

（改良工事の例（再度災害防止））

- ・受変電設備（キュービクル）のかさ上げに要する費用（鉄骨の架台の費用等）
- ・災害時に職員室等を避難所運営や外部連絡等の拠点とするため、防災設備を含めた移設に要する費用
- ・災害等を受け、より強固な対策を講じる必要が生じた非構造部材の落下防止等の対策に要する費用

2. 総務省の事業債（災害復旧等で利用できるもの）

（1）災害復旧事業

○一般単独災害復旧事業債（応急復旧、再度災害防止）

- ・災害応急復旧工事（本復旧に日時を要する場合に緊急に施工しなければならない仮設工事等）
- ・災害関連工事（災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環として行われる工事）等

（地方債の充当率 100%
交付税措置 元利償還金の 47.5%～85.5%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）

○小災害復旧事業債（本復旧）

- ・1か所の工事が国庫補助対象外の事業 ※激甚災害に指定された場合に限る

（地方債の充当率 100%
交付税措置 元利償還金の 65.5～95%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）

（2）防災・減災対策

○緊急防災・減災事業債

- ・指定避難所に指定されている学校施設について、受変電設備（キュービクル）のかさ上げに要する費用、非常用電源等の防災設備の上階への移設に伴い必要となる工事の費用
- ・非構造部材の落下防止対策に要する費用 等

（地方債の充当率 100%
交付税措置 元利償還金の 70%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）